

＜傍聴要領＞

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行います。開始予定時刻の30分前から入場整理券を配布し、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などの電子機器は、電源を切るなど音を出さないようにすること
- (5) 事前の許可なく、写真撮影、録画、録音等を行わないようにすること
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、検討会の座長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。